

令和8(2026)年度みやま市市民活動災害補償保険概要

1. 補償の対象

(1) 被保険者

市民（市外居住者を含む）により自主的に構成されたみやま市に本拠地、活動拠点を有する非営利活動団体等の団体＝「市民団体」が実施する「市民活動」の指導者、スタッフ及び参加者

(2) 市民団体の例

公民館、老人クラブ、自治会、子ども会、PTA等

(3) 市民活動

市民団体が行う社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、青少年育成活動、地域社会活動等で本来の職場を離れて自由意志のもとに行う継続的、計画的又は臨時の公共性のある活動（※報酬や謝礼を伴う活動は、保険の対象とならない場合があります。）

【市民活動の具体例】

- ・社会教育活動…公民館主催の運動会、スポーツ大会や文化祭
- ・社会福祉・社会奉仕活動…いきいきサロン、敬老祭
- ・青少年健全育成活動…子ども会、PTA活動、通学合宿（スポーツチームによる活動は除く。）
- ・市主催事業等への参加…河川浄化運動、ノーポイ運動
- ・地域社会活動…子ども見守り活動、清掃活動（道路・河川・お宮等）、交通安全活動、自治会祭事、農地・水・環境保全事業活動

2. 事故の種類

(1) 傷害事故

市民活動中に発生した偶然の事故によりその身体に傷害を被った場合

(2) 賠償事故

市民活動中に他人の生命身体を害し、又は他人の財物を滅失、き損若しくは汚損し、法律上の賠償責任を負担することによって損害を被った場合

【事故の具体例】

- ・水路の除草作業中に①手を切る②小石が隣家に飛び、駐車中の車の窓ガラスを割る
- ・スポーツ大会中に①転倒して打撲②ボールが隣家のガラスを割る

3. 補償対象とならない主な事故

(1) 山岳登山、スカイダイビング、グライダー搭乗等の危険を伴う活動

(2) 自動車、原動機付自転車、モーターボート、その他これらに類する乗用具による競技、競争、興業又は試運転、航空機の操縦

- (3) 園児又は児童生徒が学校管理下で活動している際の事故
- (4) 補償対象者、補償金を受け取る者の故意
- (5) 補償対象者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、飲酒運転等
- (6) 他覚症状の無い頸部症候群（むちうち症）、ばね指（弾発指）、腰痛等
- (7) 山岳・海難救助・災害救助ボランティア活動等の緊急時の活動
- (8) 銃器等を使用するボランティア活動
- (9) 森林ボランティア活動で山焼きを行うもの及びチェーンソーを使用するもの

4. 補償の内容

(1) 傷害補償

補償の種類	補償金額	支給事由
死亡補償金	300万円	事故発生日から180日以内に死亡した場合
後遺障害補償金	300万円～9万円	事故発生日から180日以内に発症した場合
入院補償金	入院1日につき3,000円	傷害補償対象者が入院治療を受けた場合（事故の日から180日以内に限る。）
通院補償金	通院1日につき2,000円	傷害補償対象者が通院治療を受けた場合（事故の日から180日以内限り、通院日数は90日を限度とする。）

(2) 賠償補償

補償の種類	補償金額	自己負担額
身体賠償	1名あたり限度額 6,000万円 1事故あたり限度額 3億円	5千円
財物賠償	1事故あたり限度額 300万円	5千円
受託物賠償	1事故あたり限度額 300万円	5千円

5. 事故発生時の手続き等

- (1) 事故が発生した際には地域・防災課又は活動の所管課へ連絡
- (2) 事故発生報告書を地域・防災課又は活動の所管課へ提出
※別紙参照。様式は地域・防災課にあります。
- (3) 地域・防災課から保険会社へ事故報告書を送付
- (4) 保険金請求に関する書類を保険会社から事故当事者へ送付
- (5) 治療が終了した場合、事故当事者が、保険金請求に関する書類を保険会社に提出
- (6) 保険会社が事故当事者に保険金を支払い

(問い合わせ先)
 みやま市 総務部 地域・防災課
 地域づくり係 0944-64-1502